

平成18年度12月補正予算について  
(ひょう被害対策追加予算)

(注:◎は新規施策分)  
単位:千円)

◎ ひょうによる農作物被害対策事業費(農林水産部 農産園芸課) 8,311

事業主体	市町(実施主体 農協、営農集団、特認団体)
補助対象	11月11日のひょうによる被害を受けた果樹園について、樹勢回復のための施肥及び病害防除に要する経費 (対象面積 307.8ha)
対象作物	柿、かんきつ、キウイフルーツ
負担区分	県1/3(市町1/3 農業団体1/3)

◎ 農業災害対策資金利子補給費補助金(農林水産部 農業経済課)

[融資枠 250,000]

融資枠	2億5,000万円
対象者	11月11日のひょうにより農作物に著しい被害を受けた農業者で果樹 共済加入(見込)者
対象資金	農業経営維持安定資金(農林漁業金融公庫資金) ただし、19年6月末までに貸与された資金に限る。
使途	経営再建費(経営資金) 収入減補填費(生活資金)
限度額	個人 200万円 法人 1,000万円
期間	5年以内(うち据置 2年以内)
利子補給率	県0.233%(市町0.233% 農協系統団体0.934%) 公庫金利(1.40%)の1/3を県・市町が利子補給(上限0.466%)し、農協 系統団体が協調利子補給を行い、実質金利0%